◎こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (令和四年六月二二日法律第七六号)

- 一、提案理由(令和四年四月二○日・衆議院内閣委員会)
- ○野田国務大臣

次に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、 その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、子供政策について、こども家庭庁の下で一元的に推進し、子供及び子供のある家庭に対する支援を効果的に図ることができるようにするため、子供の福祉の増進や保健の向上、子育てに対する支援等を行う法律を移管する等関係法律について所要の整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、児童福祉法その他の関係法律について、内閣総理大臣及びこども家庭庁長官 の権限を定める等関係規定の整備を行うものであります。

第二に、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変 更等関係規定の整備を行うものであります。

第三に、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(令和四年五月一七日)

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の二法律案の概要について申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について所要の整備を行うものであります。

各法律案は、去る四月十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十日野田国務大臣並びに提出者加藤勝信君、岡本あき子君 及び三木圭恵君からそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、二十二日から質疑に入りました。 二十八日には参考人から意見を聴取するとともに、五月十日に厚生労働委員会との連合 審査会を開会しました。

さらに、十三日には、こども家庭庁設置法案に対し、立憲民主党・無所属から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して質疑を行いました。同日、岸田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、質疑を

終局いたしました。

次いで、城井崇君外十一名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して討論を行い、採決いたしましたところ、城井崇君外十一名提出の法律案及び三木圭恵君外二名提出の法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、立憲民主党・無所属の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の二法律案及び加藤勝信君外十名提出の法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の二法律案及び加藤勝信君外十名提出の法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(令和四年五月一三日)

(こども家庭庁設置法(令四法七五)の附帯決議と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(令和四年六月一五日)

○徳茂雅之君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、設置法案及び整備法案について野田国務大臣から、基本法案について発議者衆議院議員加藤勝信君から、それぞれ趣旨説明を聴取した後、厚生労働委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、野田国務大臣及び発議者等に対して質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、子供政策の司令塔としてのこども家庭庁の在り方、教育行政を始めとした関係府省庁との連携、児童の権利に関する条約との関係、子供の意見の聴取及び政策への反映の方法、困難を抱える子供や家庭への支援に係るこども家庭庁の役割、子供に関するデータ活用の在り方、子供に関する予算の拡充及び安定財源の確保等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

なお、審査に先立ち、子育て関連施設等の視察を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の石川委員より設置法案及び整備法案に反対、基本法案に賛成の旨、国民民主党・新緑風会の礒崎理事より三法律案に賛成の旨、日本維新の会の柴田委員より設置法案及び整備法案に反対、基本法案に賛成の旨、日本共産党の田村委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきも のと決定いたしました。

なお、設置法案及び整備法案の二法律案並びに基本法案に対し、それぞれ附帯決議を 行いました。

.....(略)

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(令和四年五月一九日)

(こども家庭庁設置法(令四法七五)の附帯決議と一括して掲載)